

廿日市市総合健康福祉センター(山崎本社 みんなのあいプラザ)

貸出施設利用のご案内

(令和5年12月1日改正)

1 開館時間及び休館日

開館時間	8時30分から22時まで(ただし、貸出施設の使用時間は9時から21時30分まで)
休館日	12月29日から翌年の1月3日まで

2 貸出施設

部屋名	階	面積(m ²)	予定定員	机椅子等	利用用途	備品・備考
講座室	3	129.48	90	机 30 椅子 90	・各種研修、講座、会議などに利用できます。	・スクリーン ・演台、花台 ・掲示ボード ・暗幕
音楽室	2	51.78	15	机 5 椅子 15 丸椅子 2	・音楽会、コーラスなどのサークル活動に利用できます。 舞台もあります(打楽器使用不可)	・スクリーン ・デジタルピアノ ・譜面台
作業室1	2	27.76	12	作業台 2 椅子 12	・陶芸、木工、クラフト、絵画、工芸などの創作活動に利用できます。	・窯室同時使用
作業室2	2	31.35	12	作業台 2 椅子 12		
窯室	2					
健康指導室	2	100.33	60	机 20 椅子 60	・健康増進に関する各種研修、講座、会議など多目的に利用できます。	・スクリーン ・演台 ・暗幕
栄養指導室	2	42.50 (畳3.8)	24	机 8 椅子 24	・調理室との併用のほか、各種研修、講座、会議など多目的に利用できます。	
調理室	2	115.57	50	調理台4台 昇降式2台 丸椅子50	・グループでの料理教室、催しに合わせた食事づくり、食の研究などに利用できます。	・調理用具一式 (下足厳禁)(清掃・洗浄励行)
健康増進室2	2	73.78	—	フロア	・健康体操、ダンスなどのサークル活動に利用できます。	・鏡 (下足厳禁・飲食厳禁)
健康増進室2 及び 健康増進室1		121.02				
会議室	2	66.22	27	机 9 椅子 27	・各種研修、講座、会議などに利用できます。	
多目的ホール	1	295.52 (354.86 待合含む)	250	机 18 椅子250	・各種研修、講演、会議、催物など多目的に利用可。 ・親子室(椅子5・ベビーベット2)が2階にあります。 ※暗幕はありません。	・スクリーン ・演台、花台、司会者台 ・昇降式舞台 ・音響設備一式

3 貸出施設の使用料

申請者	目的	使用料
登録団体(市内の保健・福祉団体 または市内の公共的団体)	健康の増進若しくは福祉の向上 又は教育、文化その他公共的事業	無料(ただし陶芸用電気窯(窯室)を除く)
その他の団体	健康の増進若しくは福祉の向上 又は教育、文化その他公共的事業	通常料金(別表)
	上記以外の場合	通常料金(別表)の2倍

(別表)

(単位：円)

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
音楽室	960	1,110	1,110	2,230	2,360	3,480
作業室1	510	590	590	1,190	1,260	1,860
作業室2	590	670	670	1,340	1,430	2,100
健康指導室	1,890	2,150	2,150	4,320	4,600	6,770
栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860
調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800
会議室	1,240	1,420	1,420	2,850	3,030	4,460
多目的ホール	6,700	7,650	7,650	15,310	16,270	23,940
講座室	2,440	2,790	2,790	5,580	5,930	8,720
健康増進室2	1,380	1,580	1,580	3,170	3,380	4,970
健康増進室2及び 健康増進室1	2,280	2,600	2,600	5,220	5,550	8,150

※ この表に定める使用時間を超えて施設を使用する場合の使用料の額は、超過時間ごとに、その区分に係る使用料の1時間当たりの額に1.5倍した額となります。この場合1時間未満は1時間とみなします。

4 貸出附属設備使用料

設 備 名	使 用 料	使用できる施設
陶芸用電気窯（窯室）	素焼1工程につき 580円	窯室 (あらかじめ窯出し日時を指定してください)
	本焼1工程につき 1,340円	
固定式音響設備(多目的ホール用)	1式1回につき 1,000円	多目的ホール
レクチャーアンプ	1式1回につき 170円	各部屋
液晶プロジェクター	1台1回につき 670円	音楽室・健康指導室・講座室・多目的ホール
電源装置(持込器具類)	1回1KWまでごとに 50円	各部屋

※ 1回とは、午前、午後及び夜間の区分をいいます。

5 貸出施設の使用申請

申込期間	① 健康の増進若しくは福祉の向上又は教育、文化その他公共的事業を目的とするとき	使用日の6月前から当日まで
	② 上記①以外で使用するとき	使用日の3月前から当日まで
受付時間	開館日の8時30分から17時00分まで	
受付場所	山崎本社 みんなのあいプラザ1階 貸館受付	
受付方法	直接来館のうえ、所定の申請書に必要事項を記入し、使用料を納めてください。 (口頭・電話・FAX・郵送での申請はできません。)	
受付順位	先着順とします。	
使用料還付	既納の使用料は、次の場合以外は還付しません。 ① 災害等により、施設を使用できなくなったとき。 ② 市の都合により許可を取り消し、又は変更したとき。	
使用許可制限	次のいずれかに該当する場合、使用を許可しません。 ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 ② 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。(臭気、火気及び周囲に音が達する楽器、音響使用など) ③ 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として使用するとき。(物品展示、宣伝、販売、勧誘など) ④ 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 ⑤ 廿日市市総合健康福祉センターに関する条例・規則又は使用許可条件に違反したとき。 ⑥ 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。 ⑦ その他管理及び運営上支障があると認められるとき。(飲酒・飲食目的、遺体持込みなど)	

6 施設使用にあたっての注意事項について

(1) 定員

使用施設の定員を超えないよう計画的に運営を行ってください。

(2) 使用時間の厳守

使用時間には、「入室・準備」から「後片づけ・退室」までの時間を含みますので、時間内には全て終了してください。

(3) 後片づけ

施設内の机・椅子等は、使用終了後必ず元の状態に戻してください。また、持ち込んだ機材・用具等は全て片付け、撤去し、室内の掃除を行ってください。

(4) ゴミ

施設の使用に伴い発生したゴミは、使用者側で責任を持ってお持ち帰りください。

(5) 物品の販売、広告物の配布等

原則として、館内では寄附金の募集、物品の宣伝・販売、行商、広告物等の配布・掲示等はできません。

(6) 警備・誘導等

混雑が予想される場合は、使用者側において対応の警備、車の誘導等ができるようあらかじめ警備員等の手配をしてください。

(7) 火気等の使用禁止

施設内での火気（ろうそく、ライター等）の使用はできません。

(8) 機材・用具等の持ち込み

大量、巨大、大音響を発する機器等他のお客様に迷惑をかける機器の持ち込みはできません。また、使用時間前の持ち込み、宅配便等での搬入はご遠慮ください。事故・盗難についての責任は、負いかねます。

(9) かさ

雨天の場合、各入口に用意してあるかさ袋で、なるべく各施設までかさを携帯するよう参加者に案内してください。

(10) 消耗品

お茶、ふきん、ぞうきん、ごみ袋、事務用品（紙、セロテープ、ホッチキス、筆記用具等）などの消耗品、各種ケーブル等の備品は、必要に応じて使用者側で用意してください。

(11) 使用上の注意

- ① 使用許可された目的以外で施設を使用しないでください。
- ② 使用許可された以外の施設や附属設備は使用しないでください。
- ③ 各部屋の附属備品等は室外に持ち出さないでください。
- ④ 壁、柱、窓、扉等にテープを貼り付けたり、鋸、釘等を打つことはできません。
- ⑤ 敷地内は全面禁煙です。
- ⑥ 館内は所定の場所以外では、飲食できません。
- ⑦ 貴重品等は各自で責任をもって管理してください。盗難・事故等の被害についての責任は負いかねます。
- ⑧ 非常口、通路、消火設備の周囲には物を置かないでください。
- ⑨ その他、他人の迷惑になるような使用はご遠慮ください。
- ⑩ 施設、附属設備等を破損した場合は、その損害を賠償していただきます。
- ⑪ 周囲の部屋に音が達するような催し物はご遠慮ください。

7 お問い合わせ先

〒738-8512

廿日市市新宮一丁目13番1号

廿日市市総合健康福祉センター

「山崎本社 みんなのあいプラザ」

TEL (0829) 20-0555

FAX (0829) 20-1611

